

	内容	提出された意見の要旨	意見に対する市の考え
共通事項	職員配置	<p>【配置基準の改善について】職員配置基準などは、現状をみて、独自の検討をしてはどうか。(3歳児だけではなく他の年齢の改善も行ってはどうか。)</p> <p>【栄養士の配置について】食物アレルギーの子どもの年々多くなっていることや子どもたちの家庭での食事状況から、食育の重要性を感じている。アレルギー対応なども考慮し、給食は自園調理を原則として栄養士の配置も義務付けを求める。</p>	<p>配置基準の改善に伴う財源の確保や、保育士の確保策等の検討が必要となりますので、子育て支援策全体の中で検討してまいります。</p> <p>保育所や認定こども園については、本市の指導の結果、ほとんどの施設で自園調理が進んでおりますが、調理室を持たない幼稚園があったり、現在も外部搬入による給食を行っている認可外保育施設も存在しております。こうした施設からの参入に備え、国の基準に基づき給食の外部搬入を認めることとします。</p> <p>また、栄養士の配置については、国の基準に従い義務づけは行わないこととし、市の栄養士からの栄養指導などで対応してまいります。</p>
	総則	「差別的取扱いの禁止」の項目に「特別支援が必要な子ども」という文言を入れてほしい。	「特別支援が必要な子ども」は、当然に支援しなければならない対象であり、差別の対象として例示することは考えておりません。
幼保連携型認定こども園	既存施設からの移行特例	「現行の幼保連携型認定こども園から移行する場合」を追加し、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。	現行の幼保連携型認定こども園が新たな幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の特例については、内閣府令にも規定されていることから、条例に規定することといたします。
家庭的保育事業等	保育従事者	【資格要件】小規模保育事業では、保育従事者に占める保育士の割合に応じて加算措置が検討されているが、基本的にはどんな施設・事業であっても保育は有資格者が行うべきと考える。無資格の保育で死亡事故も起きている。また、常勤職員や有資格者がしっかり働けるよう、財政保障もお願いしたい。	<p>現在、国の指針では認可外保育施設における保育従事者について、少人数の乳幼児を保育する施設等において、幼稚園教諭免許取得者や県が実施している研修の受講者等を、保育士に準じた専門性や経験を持つと判断できることが認められていることから、国の基準に従うこととします。</p> <p>なお、保育従事者については、定期的に研修の機会を設けるなどして、質の確保に努めてまいります。</p>
	面積・安全対策	【保育室の広さ、安全対策について】家庭的保育事業等において、1人当たりのスペースが3.3㎡で良いのか、火災警報器などの設置で良いのか、子どもの生命を守る安全対策を講じる必要があるのではないか。	<p>家庭的保育事業の1人当たり3.3㎡の面積は、保育所よりも広く、それ以外の事業については保育所と同等の基準となっております。</p> <p>また、火災対策の設備としては火災報知器と消火器を設けるほか、定期的な避難訓練を行うこととします。</p>
	耐火基準	【消火訓練、避難訓練について】消火訓練および避難訓練については、「定期的」ではなく「月1回」実施とし、「保育室は1階に設置する」ことを追加してほしい。	<p>避難訓練等については、家庭的保育事業を除き「月1回」実施する旨規定することとしています。</p> <p>また、本事業は多様なスペースを活用した幅広い事業展開が想定されることから、保育所と同様保育室の設置については、必ずしも1階に限定することを求めないものです。</p>
特定教育・保育施設・地域型保育事業	利用開始に伴う基準	【事前説明事項について】教育・保育の内容等に関する事前説明事項に、「教育保育内容」を追加する。	「教育保育内容」については、事前説明すべき「運営規程」の中で示す旨を規定することとしております。
		【応諾義務について】応諾義務については、実際に実効性がどれだけ担保できるか。条例に規定しないとしても、通知等で「正当な理由」の内容の例示が必要ではないか。	利用申込みを受けたときに、これを拒む「正当な理由」については、定員に空きがない場合などが想定されますが、国の方針を参考にしながら、取扱いについて検討してまいります。

	内容	提出された意見の要旨	意見に対する市の考え
特定教育・ 保育施設 ・地域型保 育事業	教育・保育 の提供に 伴う基準	【上乗せ徴収について】上乗せ徴収は基本できないこととし、徴収してよい場合について例示するほうが良いのではないか。	特定教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる範囲内で、公定価格で賄うことができない部分について、上乗せ徴収を認めることを検討しております。
		【保護者負担について】「公費の透明性の観点から、利用する特定教育・保育施設が異なっても、同一認定の場合、基本部分の保護者負担は同一とする。」を追加する。	新制度における利用者負担については、認定の区分、現行の負担水準および保護者の所得等に応じて定めることとしております。

○その他のご意見

- ・教育・保育の「量」のみならず「質」にも配慮した制度にしてほしい。
- ・認定こども園・保育所・幼稚園どの施設についても、等しく取り扱ってほしい。
- ・保護者がどの施設を選べばよいか悩まないよう、施設の特性や入園要件等に関する情報を提供してほしい。
- ・職員の配置にあたっては、職員に休憩時間や休暇を与える必要があることにも配慮してほしい。
- ・職員の処遇が改善されるようなしくみづくりをしてほしい。